

令和 5 年 4 月 1 日から 緑化計画の手続きが変わります

令和 5 年 4 月 1 日から下記の行為において、**すべて**対象となります。

対象事業

- ・都市計画法第 29 条の許可を受けて行う開発行為
- ・宅地造成規制法第 8 条第 1 項の許可を受けて行う宅地造成
- ・建築基準法第 6 条第 1 項または第 6 条の 2 第 1 項の確認を受けて行う建築行為
または第 18 条第 2 項の通知により行う建築物の建築

事業面積 350 平方メートル**未満**の場合

令和 5 年 4 月 1 日から対象となります。

(事業面積 **150 平方メートル未満**かつ当該土地が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条で定める用途地域において**商業地域**若しくは**近隣商業地域**に属する場合を除く)

事業面積 350 平方メートル**以上**の場合

令和 4 年 7 月から緑化計画の基準が改正されました。

令和 5 年 3 月 31 日までは旧基準を選択することもできます。

お問合せ:みどりと公園課みどり推進係(南館5階23番窓口)

電 話:03-3579-2533